

平成 27 年 10 月 9 日

意見発表

谷口委員

公明党県議団として、意見発表を行います。

まずはじめに、高等学校奨学金制度について申し上げます。

今回の改正では、育英のためから就学支援のための奨学金に転換をする方向としており、成績要件を廃止することについては高く評価をいたします。一方、貸付金額については、国公立学校の場合、従来の半額の月額 1 万円に引き下げることになり、生徒や保護者の皆さんの不安を招く可能性もあります。新入生については、初年度の負担が大きいことから、現行の上限額を維持するとともに、また、更に奨学金が必要な方に対しては加算制度を創設し、成績による要件など三つの要件のいずれかに該当する場合に加算を認めるとのことで、不安を払拭できるよう、しっかりと周知を図ることを要望いたします。

次に、インクルーシブ教育について申し上げます。

県教育委員会は、インクルーシブ教育実践推進校をパイロット校となる 3 校程度の指定から始めて、期間中に 20 校程度まで拡大をする予定ですが、平成 29 年度に受入れを開始するパイロット校での実践をしっかりと検証をし、他の実践推進校や全ての県立高校に向けて成果の普及を図ることで、全県においてインクルーシブ教育の推進が図られるよう、引き続きリーダーシップをとっていただくよう要望いたします。

次に、県立体育センターの再整備について申し上げます。

体育センターと総合教育センターとの一体的整備については、亀井野庁舎を廃止して、善行庁舎に集約していくとのことですが、亀井野庁舎では子供や保護者からの教育相談にも対応しており、集約に当たっては相談者のプライバシー確保などに留意するよう要望いたします。また、駐車場については、砂利のところや谷戸の周辺、さらには敷地内の路上に駐車されており、使い勝手も悪いように感じます。再整備に当たっては、バリアフリーの観点も含めて、使い勝手の良い駐車場にさせていただくよう求めます。

最後に、指定管理者の指定について申し上げます。

指定管理者制度については、県民の利用者サービスの向上を図られることが大切であります。私のところにも一般利用者から、団体行事等で利用する場合、予定が立たないのでできるだけ早く予約ができるようにならないかとの声があり、県民サービスの向上の点からも、利用申込み手続を早めることを是非検討していただきたいと考えます。

また、この制度の目的は経費削減にもありますが、民間のノウハウを活用した利用者へのサービスの向上が最も重要であります。指定管理者が指定期間中に単に提案した内容を履行するだけでなく、県教育委員会と指定管理者との間でよく連携して、利用者への更なるサービス向上や利用者の増加につながるよう取り組むことを要望いたします。

以上、意見、要望を申し上げましたが、当常任委員会に付託された諸議案に賛成をいたします。